

情報番号：20240243

テーマ：インドへの進出手続き

編著者：ライジングコンサルタンツ（株） 中小企業診断士 林 隆男

インドで会社設立を検討する際には、通常フィージビリティスタディ、市場調査などを行った後、現地側でどのような機能が必要か分析します。現地側で必要とされる機能に応じて、進出可能な形態が異なります。設立手続きのスケジュール・各ステップについて解説します。

1. 進出形態

一般に日本企業がインドで事業を行う場合には、現地法人、支店、駐在員事務所の3形態が考えられます。営業活動を行う場合には、現地法人もしくは支店形態でなくてはなりません。情報収集等限られた活動のみを行う場合には、駐在員事務所が適しています。

形態	駐在員事務所	支店	現地法人 (株式会社)	プロジェクト オフィス
活動範囲	親会社との情報伝達・連絡業務など非常に限定的。営業・商業活動は禁止されています。	駐在員事務所よりも、広範囲な活動が可能。営業・商業活動も可。しかしながら製造行為、国内調達した物品の国内販売は禁止されています。	最も柔軟な活動形態。外国直接投資規制に準じる限りあらゆる活動が可能。	特定のプロジェクト、契約の履行の範囲に限定されている。
コンプライアンス 負担	支店と比較した場合、負担小	駐在員事務所よりも負担が大きい	4つの形態で比較した場合、最も負担が大きい	活動内容によるが、現地法人よりは負担小
収益活動	禁止	可能	可能	可能
利益の還流	なし	可能	可能	可能
資金調達 方法	本社からの送金	本社からの送金+インドでの収益	資本金+インドでの収益+借入	本社からの送金+インドでの収益
アフター セールス 活動	不可	可能	可能	可能

責任	無限責任（親会社の責任）	無限責任（親会社の責任）	有限責任	無限責任（親会社の責任）
存続期間	3年間（3年毎に延長の申請が可能）※但し、Non Banking Finance Company/ Construction/ Development の業種に該当する場合には2年間かつ延長は認められない。	親会社が存続する限り	事業が存続する限り、恒久的	プロジェクト期間に準じる
撤退方法	各種当局からの NOC（異議なし証明書）+ RBI からの認可	各種当局からの NOC（異議なし証明書）+ RBI からの認可	各種当局からの NOC（異議なし証明書）+ 会社登記局からの認可	各種当局からの NOC（異議なし証明書）+ RBI からの認可

2. インド現地法人設立実務

（1）現地法人形態での進出がほとんど

インドでは、上記の「駐在員事務所」や「支店」が事前にインド準備銀行の許認可を取得する必要があるのに対し、現地法人の場合は、外国人投資家が参入を制限されている特定業種を除き、100%までの出資が可能、かつ許認可取得の必要もありません。また、活動内容の制限も無いため、製造拠点や販売拠点の設立に当たっては、現地法人の形態で進出するケースがほとんどです。

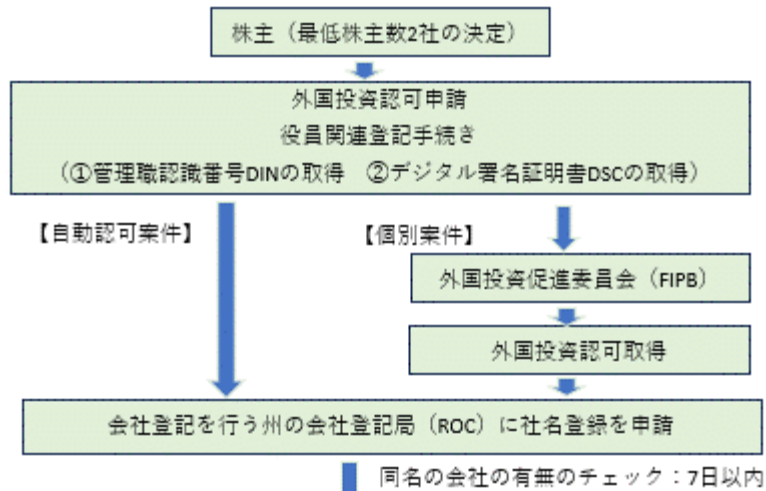
（2）公開会社／非公開会社／公開会社の子会社（みなし公開会社）

また、インド現地法人の会社形態は、株式の公募を行なうか否かによって、公開会社（Public Company）と非公開会社（Private Company）に分けられます。公開会社の場合、インド会社法に規定されているコンプライアンス遵守事項が多岐に亘ることから、事情が許す限り非公開会社として会社を設立することが好まれるわけですが、インドには公開会社、非公開会社に加えて「公開会社の子会社」（みなし公開会社）という概念があります。

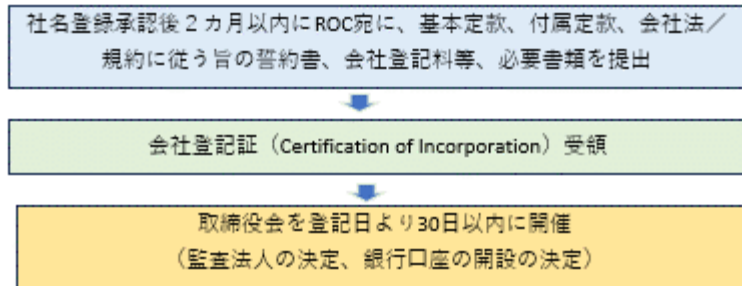
インド会社法には、「全ての株式を外国会社によって所有されなければ、みなし公開会社と認定する」という定めがあり、この場合コンプライアンス上の取扱は公開会社と同等になります。従って日本の上場規模クラスの会社の子会社であっても、100%子会社の場合は問題なく Private Company として設立できるのですが、日系が51%とマジョリティであったとしてもインドの企業が49%の株式を保有する場合、みなし公開会社となりますので留意が必要です。

FIA 法人設立フロー

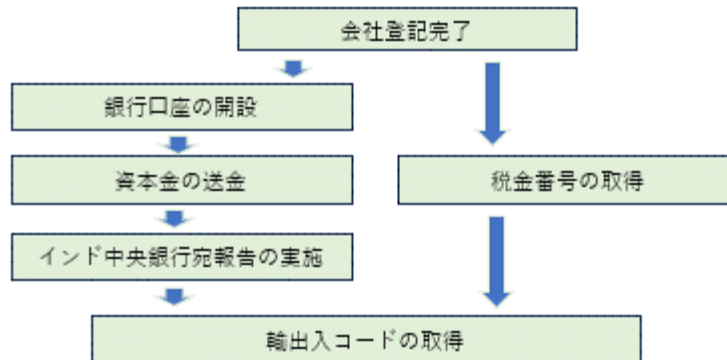
①株主の決定～社名登録申請



②会社登記～第1回取締役会の開催



③会社登記後の実務



FIA 法人設立手続きにおける留意点は次の通りです。

①株主の決定から社名登録申請まで

インドでの Private Company 設立には、最低株主数 2 社、取締役も最低 2 名が必要です。株主の持ち株比率は 99：1 でも構いませんが、その意味では純粋に 100%子会社というわけではなく、親会社とその関連会社であわせて 100%の株式を保有するというケースが大半です。会社設立の最初の手続きは、現地法人の取締役になる予定の候補者を会社登記局に申請するところから始まり

ます。最近、インドの会社登記申請は Web で行なう部分が増えており、提出する書類の多さを嘆きつつも、この 1-2 年随分簡素化されてきました。この Web 申請をするための登録がデジタル署名証明書の申請で、取締役登録を行なうと同時にこちらの申請も行います。インドでの書類申請で特徴的なことは、申請書を書くたびに申請者の父親の名前が必要とされること、また新興国では同じような例がありますが、申請する書類には公証役場で公証と外務省のアテステーションを取得し、さらにインド大使館で査証を取得してから提出するということがあげられます。取締役登録が完了すると、会社登記を行なう州の登記局に対して、現地法人として名付きたい会社名を申請します。同じ名前の会社名が既に存在しないかどうか事前に会社登記局がチェックをした上で、希望の会社名を使うことが可能かどうか確認をするプロセスです。日系の現地法人の場合、希望する社名がはねられてしまう事はあまりありませんが、それでも時には第 1 希望の社名が通らず、第 2 希望以下が承認されるというケースがあります。

②会社登記から第 1 回取締役会の開催

会社名が承認されると、その後 2 ヶ月以内に、会社登記局に対し、会社定款を提出し、会社登記の申請をします。インドの会社定款は基本定款と付属定款の 2 種類であり、インド会社法に則ったものであることが要求されます（会社法自体の中にモデル定款を記載しています）。定款と株式の引受確認書が会社登記局に受理されると、会社登記証 (Certificate of Incorporation) が発行され、会社の登記が完了し、リーガルな活動を行なうことが可能になります。当初手続きである取締役登録の準備開始から数えて、会社登記が完了するまでおよそ 3 ヶ月程度というのが一般的なケースです。

会社登記が行なわれると、30 日以内に現地法人で取締役会を開催し、「監査法人の決定」、「銀行口座開設の決定」を決議します。インドでは全ての法人に対し、監査法人の監査を受けることが義務付けられていますので、この決定が必須事項となります。

【2024.08 収録】

(執筆者) [ライジングコンサルタンツ\(株\)](#)
代表取締役 中小企業診断士 林 隆男
掲載内容の無断転載を禁じます。